

平成24年11月8日

各 位

株式会社 紀陽銀行

「経営革新等支援機関」の認定について

株式会社紀陽銀行（頭取 片山 博臣）は、平成24年11月5日、「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」に基づいた「経営革新等支援機関」の認定を受けましたのでお知らせいたします。

経営革新等支援機関は、「財務や会計等の専門性の高い知識を有し、中小企業支援の担い手となる機関」として認定されるもので、中小企業者の抱える経営課題解決に向けた事業計画策定に対する助言や指導等を通じ、中小企業者の経営力強化への支援を行う役割を担います。

弊行は、今後も、認定経営革新等支援機関として、地域企業の皆様とのリレーションシップを強化し、地域企業の成長支援や経営課題の解決を通じた地域経済の発展に向け、より強力に取り組んで参ります。

以 上